

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞ 申請システム操作手引き

通知文書・メール

2026/7/13

改訂履歴

Ver.	更新日付	該当ページ	改訂内容
1.0	2026/7/13	全ページ	初版作成

1. はじめに	P.3	14. 取得財産の処分承認通知書	P.19-24
2. 通知文書	P.4	15. 取得財産の処分報告通知書	P.25-27
1. 申請名と通知文書名の一覧表	P.5	16. 消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う 補助金の返還	P.28
2. 通知文書の確認方法	P.6-7	3. システムから送付されるメール	P.29
3. 採択通知書	P.8	1. 公募申請時	P.30
4. 不採択通知書	P.9	2. 見積書対応時	P.31
5. 交付決定通知書	P.10	3. 採択・交付決定以降	P.32-34
6. 採択取消通知書	P.11	4. その他	P.35
7. 交付決定取消通知書	P.12		
8. 交付決定取消に伴う返還額通知書	P.13		
9. 変更承認通知	P.14		
10. 中止承認通知書	P.15		
11. 廃止承認通知書	P.16		
12. 事故報告承認通知書	P.17		
13. 確定通知書	P.18		

- ◆ **各種申請の作成要否・提出期限については、交付規程をご確認ください。**
- ◆ **支援依頼先によって一部手順が異なる場合がございますので、ご自身の支援依頼先が商工会・商工会議所のどちらであるかをご確認ください。**
- ◆ 本補助金の概要や制度の詳細、補助金内容のお問い合わせ先については、小規模事業者持続化補助金〈一般型 通常枠〉のホームページをご参照ください。
商工会地区：<https://official.jizokukanb.com/>
商工会議所地区：<https://r6.jizokukahojokin.info/index.php>
- ◆ 本手引きは、小規模事業者持続化補助金〈一般型 通常枠〉申請システムにて通知文書を閲覧する方法およびシステムから発出されるメールを説明した資料です。
※画像はイメージのため今後変更となる可能性があります。
対象の補助金は、「小規模事業者持続化補助金〈一般型 通常枠〉」です。他の補助金を申請する場合にはご利用いただけません。
- ◆ 動作環境は以下のとおりです。下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。
※Microsoft Edgeの「Internet Explorerモード」は申請上のエラー等が生じますので利用しないでください

○ Windows	:Google Chrome、Firefox、Microsoft Edge	○ iOS	:Google Chrome、Safari
○ Android	:Google Chrome	○ macOS	:Google Chrome、Firefox、Safari

通知文書

申請名と通知文書名の一覧表

申請名	通知文書名
公募申請	採択通知書
	不採択通知書
	交付決定通知書
	採択取消通知書
	交付決定取消通知書
	交付決定取消に伴う返還額通知書
変更承認申請(計画変更)	変更承認通知書
中止廃止	中止承認通知書
	廃止承認通知書
事故報告	事故報告承認通知書
実績報告	確定通知書
取得財産の処分承認申請(様式第12)	取得財産の処分承認通知書(事前)
	取得財産の処分承認通知書(納付0円)
	取得財産の処分承認通知兼指示書(事前)
	取得財産の処分承認兼返納額通知書(事後)
	取得財産の処分承認兼納付額通知書(納付0円)
	取得持参の処分承認通知兼指示書(事後)
取得財産の処分報告	納付額通知書
	指示書
	納付額通知書(納付0円)
消費税額及び地方消費税額の額の確定報告(様式第10)	消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う補助金の返還

通知文書の確認方法(1/2)

マイページ（第19回受付締切回）

お知らせ

掲載日	詳細

公募交付申請

[公募・交付申請を参照する](#)

申請ステータス	完了
依頼先確認ステータス	-
様式4発行ステータス	発行済み
様式10発行ステータス	-
採択結果	採択
申請日	2026/05/17 PM 04:53
管理番号	A019001318855
通知文書	② 採択通知書 交付決定通知書

関連する申請

申請種別		申請ステータス	依頼先確認ステータス	申請日
変更承認申請（計画変更）	通知文書	完了	-	2026/05/17 PM 07:16
事故報告	通知文書	完了	-	2026/05/17 PM 07:29
登録事項変更届		完了	-	2026/05/17 PM 07:43

実績報告

[実績報告を参照する](#)

申請ステータス	完了
依頼先確認ステータス	-
申請日	2026/05/17 PM 06:51
通知文書	確定通知書



各種通知文書をシステム上で確認します。

① 下記の申請は、事務局から通知文書が発出されます。

- ・ 公募申請
- ・ 変更承認申請(計画変更)
- ・ 中止廃止
- ・ 事故報告
- ・ 実績報告
- ・ 取得財産の処分承認申請(様式第12)
- ・ 取得財産の処分報告
- ・ 消費税額及び地方消費税額の額の確定報告(様式第10)

② 発出された通知文書は、マイページ上で確認できます。通知文書の内容を確認する場合、確認したい申請の通知文書ボタンを押下してください。
※通知文書が発出されない申請については、ボタンは表示されません。

通知文書の確認方法(2/2)

小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

① 2026NB第7654321号
令和8年5月17日

③ 代表取締役 鈴木 次郎 殿

② 商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

④ 小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞の採択結果について

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞（第19回受付締切）に係る採択先の選定について、審査委員会において厳正な審査を行った結果、貴社の事業を採択とさせていただきますので、ご連絡申し上げます。なお、採択により、申請時の申請内容のすべてが承認されたものではありません。つきましては、下記の留意点を必ずご確認いただき、事業を開始してください。

記

1. 補助金交付となる経費の対象期間について

補助金交付となる経費については、交付決定通知日以降で、補助事業期間中に支払いが完了した経費が対象となります。なお、「交付決定通知書」を受領された方が補助金の交付対象となります。

2. 見積書等の提出について

採択されたすべての経費において、経費の価格の妥当性を証明できる見積書等（相見積含む）を補助金事務局に提出が必要です。支出内容が不明確なものは交付決定を行いません。見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示してください。

7. 補助事業実施後の「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出について

補助事業者は、補助事業終了から1年後の状況について、交付規程第29条に定める「事業効果等状況報告」を、補助事業実施後、商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局が指定する期限までに必ず提出することが必要です。

<注意事項>

申請時に選択した特例を変更することはできません。

⑤ 【本件に関するお問い合わせ先】
サンプル商工会（電子）（支援計画書（様式4）発行機関）

⑥ 閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



別タブで通知文書が開かれます。地区に応じて表記の異なる部分があります。

① 通知文書番号および通知日です。
※商工会議所地区の場合

2026日経サ第1234号
令和8年4月17日

② 補助金事務局の運営担当会社です。
※商工会議所地区の場合

商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社日本経営データ・センター)

③ 事業者の役職および氏名です。

④ 通知文書の本文です。

⑤ お問い合わせ先です。
※商工会議所地区の場合

【本件に関するお問い合わせ先】
商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社日本経営データ・センター)
TEL：03-6634-9307
＊問い合わせ対応時間：9：00～12：00、13：00～17：00
(土日祝日・年末年始を除く)
URL：https://r6.jizokukahojokin.info/

⑥ マイページに戻る場合は、「閉じる」を押下してください。

通知文書

操作時の注意事項および一時保存方法について

<A019001318855>

2026NB第7654321号
令和8年5月17日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニューズベース)

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>の採択結果について

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>（第19回受付締切）に係る採択先の選定について、審査委員会において厳正な審査を行った結果、貴社の事業を採択とさせていただきますので、ご連絡申し上げます。なお、採択により、申請時の申請内容のすべてが承認されたものではありません。つきましては、下記の留意点を必ずご確認ください、事業を開始してください。

記

1. 補助金交付となる経費の対象期間について
補助金交付となる経費については、交付決定通知日以降で、補助事業期間中に支払いが完了した経費が対象となります。
なお、「交付決定通知書」を受領された方が補助金の交付対象となります。
2. 見積書等の提出について
採択されたすべての経費において、経費の価格の妥当性を証明できる見積書等（相見積含む）を補助金事務局に提出が必要です。支出内容が不明確なものは交付決定を行いません。見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示してください。
3. 交付申請等の内容に不備がある場合について
申請時に提出いただいた交付申請等内容に不備等がある場合は、事務局から不備内容を知るとともに、修正依頼や追加の書類提出依頼を行うことがあります。不備等が解消されない場合は、交付決定を行いません。
4. 補助事業の手引きについて
補助事業の実施にあたって、実施上の注意点等がありますので、必ず「補助事業の手引き」をご一読いただき、手引きに沿って事業を遂行してください。
特に、申請された経費については、事業目的に沿って購入・使用してください。補助事業以外に使用していることが判明した場合は返還を求めることがあります。
5. 補助金の受け取りについて
補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、補助上限額引き上げ要件を始め、各種要件を満たしていると認められない場合には、補助金の交付は行いません。
また、申請時にインボイス特例もしくは賃金引上げ特例の適用を選択した補助事業者においては、実績報告書等の確認時に、特例の適用要件を満たしていると認められない場合には、補助金の交付は行いません。
なお、実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう補助金事務局等から連絡いたします。
6. 不正な申請への対応について
補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、その他の法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。
7. 補助事業実施後の「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出について
補助事業者は、補助事業終了から1年後の状況について、交付規程第29条に定める「事業効果等状況報告」を、補助事業実施後、商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局が指定する期限までに必ず提出することが必要です。

<注意事項>
申請時に選択した特例を変更することはできません。

【本件に関するお問い合わせ先】
サンプル商工会（電子）（支援計画書（様式4）発行機関）

閉じる



採択通知書を確認します。
※表示されている日付はサンプルです。

① 「採択通知書」を押下してください。

通知文書

採択通知書

交付決定通知書

不採択通知書



小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号
令和8年5月20日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニューズベース)

②

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>の採択結果について

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>（第19回受付締切）に係る採択先の選定について、審査委員会において厳正な審査を行った結果、貴社の事業につきましては誠に遺憾ではありますが、不採択となりましたので、お知らせいたします。
審査経緯については、規定によりご回答致しかねますのでご了承ください。
末筆ながら貴社の益々のご発展を祈念いたしますとともに、今後とも本会事業につきましてご協力を賜りますようお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】
サンプル商工会（電子）（支援計画書（様式4）発行機関）

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金

↑



不採択通知書を確認します。

① 「不採択通知書」を押下してください。

通知文書	不採択通知書
------	--------

② 不採択の理由に応じて、文面は一部異なります。

公募要領に記載する補助対象者の要件等に合致しないことにより不採択となりましたので、

公募要領に記載する申請書類の不備により不採択となりましたので、

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第1234567号
令和8年5月17日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金交付決定通知書

独立行政法人中小企業基盤整備機構による中小企業生産性革命推進事業の一環として実施されている小規模事業者持続化補助金について、小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>交付規程第6条第1項の規定により、2026年05月17日付けで申請のありました小規模事業者持続化補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、同規程第9条第2項の規定により通知します。
【交付決定日： 令和8年5月17日（第19回受付締切分）】

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、2026年05月17日付けで申請のあった、小規模事業者持続化補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。

2. 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	600,000円
--------	---	----------

補助金の額	金	400,000円
-------	---	----------

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。

補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の額の2／3（ただし、賃金引上げ特例のうち赤字事業者については3／4）または配分された上記2.記載の「補助金の額」（補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更にかかる通知を受けたときは、変更にかかる通知を受けた額。以下同じ。）のいずれか低い額とする。

ただし、「交付すべき補助金の額」の確定時に、要件を満たしていないと判断された場合には、上記2.記載の「補助金の額」に関わらず、交付すべき補助金の額は0円と確定される。インボイス特例、賃金引上げ特例、または両特例が適用されている補助事業者においても、「交付すべき補助金の額」の確定時に、補助上限額上乗せの適用要件を満たしていないと判断される場合には、上記2.記載の「補助金の額」に関わらず、交付すべき補助金の額は0円と確定される。

4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律および同法施行令、独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める中小企業生産性革命推進事業補助金交付要綱、および小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>交付規程（以下「交付規程」という。）で定めるところに従わなければならない。

5. 補助金に係る消費税および地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

6. 上記のほか、本事業の実施に当たっては、商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局の指示に従うこと。

閉じる



交付決定通知書を確認します。
※表示されている日付はサンプルです。

① 「交付決定通知書」を押下してください。

通知文書

採択通知書

交付決定通知書

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号
令和8年10月1日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニューズベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞採択取消について

平素は本会事業に特段のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞第19回受付締切分について、審査の結果、貴殿を採択者とし、その旨、令和8年5月17日にお知らせいたしました。
しかしながら、その後、補助金交付決定手続きにご対応をいただけないまま、補助金事業実施期間（令和8年9月30日まで）を経過することとなりました。
つきましては、貴殿にかかる採択を取り消させていただきます。誠に恐縮ですが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
サンプル商工会（電子）（支援計画書（様式4）発行機関）

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



採択取消通知書を確認します。
※表示されている日付はサンプルです。

① 「採択取消通知書」を押下してください。

通知文書	採択通知書 採択取消通知書
------	-------------------------------------

 小規模事業者持続化補助金（一般型）マイページ ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号
令和8年10月1日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付決定取消し通知書

下記の通り交付決定を行った補助事業につきまして、小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程第23条の規定により、本補助事業に係る交付決定を取り消すこととなりましたので通知いたします。

記

○補助金名称：小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞第19回受付締切分

○補助事業名：あいうえお事業

○交付決定日：令和8年5月17日（交付決定金額：400,000円）

以上

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金





交付決定取消通知書を確認します。

① 「交付決定取消通知書」を押下してください。

通知文書	採択通知書
	交付決定通知書
	交付決定取消通知書
	交付決定取消に伴う返還額通知書

交付決定取消に伴う返還額通知書

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号
令和8年10月1日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞ 交付決定の取消に伴う返還額通知書

令和8年5月17日付け確定通知書にて通知した件については、『小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程』に基づき、返還額を通知しますので、下記のとおり指定口座にお振り込みください。

本書を受領されましたら返還期限までに必ずご対応をお願いいたします。返還額は、交付規程第23条第3項に基づき確定通知額に加算金を上乗せた金額となります。加算金の算出方法は別紙をご参照ください。

また、期限までにお振込みいただけない場合、交付規程第23条第4項に基づき、超過した日数分の延滞金に加算されます。

記

返還期日	令和8年10月1日
返還額	金 400,000 円＋加算金
返還口座	

※振込手数料のご負担をお願いします。

(別紙)

【加算金算出根拠】

計算式：確定通知額×(補助金精算日から返還日までの日数÷365日)×利率10.95%

補助金精算日 5月20日

返還通知日 10月1日

本通知時点の加算金額 16,079円

<本通知後20日間の加算金一覧表>

10月1日	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日
16,079円	16,199円	16,320円	16,439円	16,560円
10月6日	10月7日	10月8日	10月9日	10月10日
16,679円	16,800円	16,920円	17,039円	17,160円
10月11日	10月12日	10月13日	10月14日	10月15日
17,279円	17,400円	17,520円	17,639円	17,760円
10月16日	10月17日	10月18日	10月19日	10月20日
17,879円	18,000円	18,119円	18,239円	18,360円

※21日目以降も加算金は上乗せされます。



交付決定取消に伴う返還額通知を確認します。
※表示されている日付・金額はサンプルです。

① 「交付決定取消に伴う返還額通知書」を押下してください。

通知文書

採択通知書

交付決定通知書

交付決定取消通知書

交付決定取消に伴う返還額通知書

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号
令和8年5月17日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>変更承認通知書

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>交付規程第12条第1項の規定により、申請のあった小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請について、承認し交付することに決定しましたので通知します。

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



変更承認通知書を確認します。

① 「通知文書」を押下してください。

[変更承認申請（計画変更）](#)

通知文書



小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号
令和8年5月20日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞中止承認通知書

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程第15条の規定により、申請のあった小規模事業者持続化補助金の補助事業の中止申請については、承認することに決定しましたので通知いたします。

記

補助事業の完了予定日

(変更前)
令和9年7月1日

(変更後)
令和9年8月31日

以上

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



中止承認通知書を確認します。

① 「通知文書」を押下してください。

[中止・廃止申請](#)

通知文書

廃止承認通知書



小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号
令和8年5月20日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニューズベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞廃止承認通知書

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程第15条の規定により、申請のあった小規模事業者持続化補助金の補助事業の廃止申請については、本通知書をもって承認いたします。

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



廃止承認通知書を確認します。

① 「通知文書」を押下してください。

[中止・廃止申請](#)

通知文書



小規模事業者持続化補助金（一般型）

[マイページ](#) [ログアウト](#)

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号
令和8年5月17日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>事故報告書の承認について

令和8年5月17日付文書により貴殿から申請のあった事故報告書にもとづき、実績報告書提出日の延長を承認します。

本文書受領後、事故報告書に記載された下記期日までに事業の完了および実績報告書を提出してください。

記

事業の完了期日：	令和9年7月1日
実績報告書提出期日：	令和9年7月1日

※実績報告書は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日、または実績報告書提出期日のいずれか早い日までに提出してください。

閉じる

[中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



事故報告承認通知書を確認します。

① 「通知文書」を押下してください。

[事故報告](#)

[通知文書](#)



小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ

ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第1234567号
令和8年5月17日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニューズベース)

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>確定通知書

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>交付規程第19条の規定により、次のとおり交付すべき補助金の額を確定することに決定したので通知します。

補助金の額

金400,000円

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金

↑



確定通知書を確認します。

① 「確定通知書」を押下してください。

[実績報告を参照する](#)

申請ステータス	完了
依頼先確認ステータス	-
申請日	2026/05/17 PM 06:51
通知文書	確定通知書

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第1234567号(E)
令和8年5月18日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニューズベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞に係る 取得財産の処分承認について

令和8年5月18日付で申請のあった取得財産の処分承認申請書について、小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程第2 5 条第6 項に基づき、下記の条件を付して承認します。

記

1. 取得財産等の処分後は速やかに処分が完了したことおよびその内容が確認できる書類を添えて、取得財産等処分報告書を提出すること。
2. 取得財産の処分報告書提出後に通知される文書に従い、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額、貸付額又は残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額を商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局へ納付すること。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)



取得財産の処分承認通知書を確認します。
※取得財産の処分承認通知書(事前)

① 「通知文書」を押下してください。

[取得財産の処分承認申請](#)

通知文書



小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号(E)
令和8年5月20日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニューズベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞に係る 取得財産処分の承認及び納付額について

令和8年5月20日付けで申請のあった取得財産の処分承認申請書について、小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程第25条第6項に基づき、下記の条件を付して承認します。

記

- 取得財産等の処分後は速やかに処分が完了したこと及びその内容が確認できる書類を添えて、取得財産の処分報告書を提出すること。
- 取得財産の処分承認申請に際し補助事業者が報告した内容と取得財産の処分報告書の内容に相違がない場合には、小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程第25条第10項に基づき、納付の条件を付さないこととする。

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



取得財産の処分承認通知書を確認します。
※取得財産の処分承認通知書(納付0円)

① 「通知文書」を押下してください。

[取得財産の処分承認申請](#)

通知文書

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号(E)
令和8年5月20日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞に係る
取得財産処分の承認及び納付額について

令和8年5月20日付けで申請のあった取得財産の処分承認申請書について、小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程第25条第6項に基づき、下記の条件を付して承認します。

記

- 事業譲渡先事業者が補助金交付の目的に従った取得財産の運用を継続する場合には、納付の条件を付さない。
- 事業譲渡先事業者は小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程に準拠し、補助事業を実施する。
- 事業者は事業譲渡完了後、関係書類の写しを提出し報告する。
- 取得財産の処分承認申請に際し補助事業者が報告した内容と実際の処分の内容に相違がある場合は、取得財産の処分報告書を提出すること。報告内容によっては、納付の条件を付す。

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



取得財産の処分承認通知書を確認します。
※取得財産の処分承認通知兼指示書(事前)

① 「通知文書」を押下してください。

[取得財産の処分承認申請](#)

通知文書

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号(E)
令和8年5月20日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞に係る 取得財産処分の承認及び納付額について

令和8年5月20日付けで申請のあった取得財産の処分承認申請書について、小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程第 2 5 条に基づき、下記金額を納付することを条件に承認します。
つきましては、下記のとおり指定口座にお振り込みください。

記	
納付すべき金額	金 100,000 円
指 定 口 座	
※振込手数料のご負担をお願いします。	

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)



取得財産の処分承認通知書を確認します。
※取得財産の処分承認兼返納額通知書(事後)

① 「通知文書」を押下してください。

[取得財産の処分承認申請](#)

通知文書

取得財産の処分承認通知書(5/6)

 小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号(E)
令和8年5月20日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞に係る
取得財産処分の承認及び納付額について

令和8年5月20日付けで申請のあった取得財産の処分承認申請書について、小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程第2.5条第6項及び第10項に基づき、納付額を下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1. 補助事業者の責めに帰することのできない事由のため、規定に基づき納付の条件を付さないこととします。

納付すべき金額 金 0 円

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金

↑



取得財産の処分承認通知書を確認します。
※取得財産の処分承認兼返納額通知書(納付0円)

① 「通知文書」を押下してください。

[取得財産の処分承認申請](#)

通知文書

 小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号(E)
令和8年5月20日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞に係る
取得財産処分の承認及び納付額について

令和8年5月20日付けで申請のあった取得財産の処分承認申請書について、小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程第2.5条第6項の規定に基づき、下記の条件を付して承認します。

記

1. 事業譲渡先事業者が補助金交付の目的に従った取得財産の運用を継続する場合には、納付の条件を付さない。

2. 事業譲渡先事業者は小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程に準拠し、補助事業を実施する。

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金





取得財産の処分承認通知書を確認します。
※取得財産の処分承認通知兼指示書(事後)

① 「通知文書」を押下してください。

[取得財産の処分承認申請](#)

通知文書

取得財産の処分報告通知書(1/3)



小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第1234567号(E)
令和8年5月18日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>に係る
取得財産処分の納付額について

令和8年5月18日付け取得財産の処分報告書により報告のあった件については、小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>交付規程第2-4条第4項及び第2-5条に基づき、納付額を通知しますので、下記のとおり指定口座にお振り込みください。

記

納付すべき金額

金 100,000 円

指 定 口 座

※振込手数料のご負担をお願いします。

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金





取得財産の処分報告通知書を確認します。
※納付額通知書

① 「通知文書」を押下してください。

[取得財産の処分報告](#)

通知文書

取得財産の処分報告通知書(2/3)

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号(E)
令和8年5月20日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニユーズベース)

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞に係る 取得財産処分の納付額について

令和8年5月20日付け取得財産の処分報告書により報告のあった件については、小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程第25条第6項に基づき納付の条件を付していましたが、第25条第10項に基づき、下記の条件を付すこととしましたので通知します。

記

- 1. 事業譲渡先事業者が補助金交付の目的に従った取得財産の運用を継続する場合には、納付の条件を付さない。
- 2. 事業譲渡先事業者は小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程に準拠し、補助事業を実施する。

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)



取得財産の処分報告通知書を確認します。
※指示書

① 「通知文書」を押下してください。

[取得財産の処分報告](#)

通知文書



取得財産の処分報告通知書を確認します。
※納付額通知書(納付0円)

① 「通知文書」を押下してください。

[取得財産の処分報告](#)

通知文書



小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第7654321号(E)
令和8年5月20日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニューズベース)

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>に係る
取得財産処分の納付額について

令和8年5月20日付け取得財産の処分報告書により報告のあった件については、小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>交付規程第2 5 条第1 0
項に基づき、下記のとおり納付額を通知します。

記

1. 補助事業者の責めに帰することのできない事由のため、規定に基づき納付の条件を付さないこととします。

納付すべき金額

金 0 円

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う補助金の返還

小規模事業者持続化補助金（一般型）

マイページ ログアウト

通知文書

[操作時の注意事項および一時保存方法について](#)

<A019001318855>

2026NB第1234567号
令和8年5月18日

代表取締役 鈴木 次郎 殿

商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局
(運営：株式会社ニュースベース)

小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う補助金の返還

令和8年5月18日付け消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書により報告のあった件については、小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠> 交付規程第21条第2項に基づき、納付額を通知いたしますので、下記の通り指定口座にお振込みください。

期限までにお振り込みいただけない場合、交付規程第21条3項に基づき超過した日数分の延滞金が加算されます。

記

返還額

金 100,000 円

返還口座

※振込手数料のご負担をお願いします。

返還期日

令和8年6月30日

以上

閉じる

[中小企業庁関連事業データ活用ポリシー](#)

© 小規模事業者持続化補助金



消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う補助金の返還を確認します。

① 「通知文書」を押下してください。

[消費税および地方消費税額の額の確定に伴う報告](#)

通知文書

システムから送付されるメール

公募申請時

① 様式発行完了のお知らせ 受信トレイ x



持続化補助金電子申請システム <info@mail.jizokuka-portal.info>

To jizku.ka.acn.r4+kbiz1412 ▼

10:09 (15 分前)



事業支援計画書（様式4）について、商工会・または商工会議所より発行完了の連絡がありましたのでお知らせいたします。
申請システムにログインし、内容を必ずご確認ください。

<https://www.jizokuka-portal.info/>

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

② コメント追加のお知らせ 受信トレイ x



持続化補助金電子申請システム <info@mail.jizokuka-portal.info>

To jizku.ka.acn.r4+kbiz1406 ▼

5月1日(金) 15:38 (10 日前)



公募・交付申請の申請に関しまして、商工会・または商工会議所よりコメントがありましたのでお知らせいたします。
申請システムにログインし、内容を必ずご確認ください。
公募・交付申請

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

③ 申請完了のお知らせ 受信トレイ x



持続化補助金電子申請システム <info@mail.jizokuka-portal.info>

To jizku.ka.acn.r4+kbiz1412 ▼

10:09 (13 分前)



第19回持続化補助金＜一般型 通常枠＞の申請が完了しましたので、お知らせいたします。
事務局での審査が完了次第、採択結果を通知いたします。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。



メールは公募申請時に入力した担当者アドレス宛に送付されます。
※画面キャプチャはGmailの画面です。

- ① 「様式発行完了のお知らせ」は、商工会が様式4および様式10を公開したタイミングで送付されます。
※商工会議所地区の場合、送付されません。
※様式10の場合、下記の文面が異なります。



持続化補助金電子申請システム <info@mail.jizokuka-portal.info>

To jizku.ka.acn.r4+kbiz943 ▼

3月2日(月) 15:25



事業承継診断票（様式10）について、商工会・または商工会議所より発行完了の連絡がありましたのでお知らせいたします。
申請システムにログインし、内容を必ずご確認ください。

<https://www.jizokuka-portal.info/>

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

- ② 「コメント追加のお知らせ」は、商工会が事業者にコメントを公開したタイミングで送付されます。
※商工会議所地区の場合、送付されません。

- ③ 「申請完了のお知らせ」は、事業者が公募申請を提出したタイミングで送付されます。

見積書対応時

①

【重要】不備解消および見積書の提出期限1か月前のお知らせ

受信トレイ x

🖨️ 📧



持続化補助金電子申請システム <info@mail.jizokuka-portal.info>
To jizku.ka.acn.r4+kbiz749 ▾

4月27日(月) 8:00 ☆ 😊 ↩️ ⋮

株式会社
様

お世話になっております。
小規模事業者持続化補助金事務局です。

過日、持続化補助金事務局よりご連絡いたしました見積書の提出、および申請内容の不備解消のご対応につきまして、
2026年4月23日時点で確認ができておりません。
見積書の提出、および提出後に発生した不備も含め、すべての不備の解消を確認できませんと、交付決定が出せず、補助事業を実施いただくことができません。
恐れ入りますが、大変急ご対応いただきますようお願いいたします。
下記期限までにご対応いただけない場合は、交付決定できません。

対応期限：〇年〇月〇日
お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

- ① 「【重要】不備解消および見積書の提出期限1か月前のお知らせ」は、見積書対応が未完了の事業者に対して、提出期限まで約1か月となったタイミングで送付されます。
- ※時期によっては、「不備解消および見積書の提出のご依頼」等の件名で送付される場合があります。

採択・交付決定以降(1/3)

① 申請提出完了のお知らせ 受信トレイ x

**持続化補助金電子申請システム** <info@mail.jizokuka-portal.info>
To jizku.ka.acn.r4+kbiz1398 ▼

10:23 (4 時間前) ☆ 😊 ↶ ⋮

公募・交付申請の申請を受け付けましたので、お知らせいたします。
支援依頼先の単会、および事務局での審査が完了次第、結果を通知いたします。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

② 差戻しのお知らせ 受信トレイ x

**持続化補助金電子申請システム** <info@mail.jizokuka-portal.info>
To jizku.ka.acn.r4+kbiz1409 ▼

5月7日(木) 8:15 (4 日前) ☆ 😊 ↶ ⋮

提出いただいた申請について、補助金事務局よりコメントがありましたのでお知らせいたします。
申請システムにログインし、内容を必ずご確認ください。
<https://www.jizokuka-portal.info/>

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

③ 通知書発行のお知らせ 受信トレイ x

**持続化補助金電子申請システム** <info@mail.jizokuka-portal.info>
To jizku.ka.acn.r4+kbiz1412 ▼

10:16 (9 分前) ☆ 😊 ↶ ⋮

通知書が発行されました。
申請システムにログインし、内容を必ずご確認ください。
<https://www.jizokuka-portal.info/>

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

④ 審査完了のお知らせ 受信トレイ x

**持続化補助金電子申請システム** <info@mail.jizokuka-portal.info>
To jizku.ka.acn.r4+kbiz1393 ▼

5月1日(金) 9:11 (10 日前) ☆ 😊 ↶ ⋮

提出いただいた申請について、審査が完了しましたことをご連絡いたします。
申請システムにログインし、内容を必ずご確認ください。
<https://www.jizokuka-portal.info/>

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

- ① 「**申請提出完了のお知らせ**」は、事業者が採択以降に提出可能な申請を提出したタイミングで送付されます。
※補助事業遂行状況報告のみ、文面が異なります。

**持続化補助金電子申請システム** <info@mail.jizokuka-portal.info>
To jizku.ka.acn.r4+kbiz151 ▼

4月28日(火) 14:29 (13 日前) ☆ 😊 ↶ ⋮

補助事業遂行状況報告書の提出を受け付けましたので、お知らせいたします。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

- ② 「**差戻しのお知らせ**」は、事務局が申請を差し戻したタイミングで送付されます。

- ③ 「**通知書発行のお知らせ**」は、事務局が通知文書を発出したタイミングで送付されます。

- ④ 「**審査完了のお知らせ**」は、通知文書の発出がない申請について、事務局が審査を完了したタイミングで送付されます。

採択・交付決定以降(2/3)

① 棄却のお知らせ



持続化補助金電子申請システム <info@mail.jizokuka-portal.info>
To jizku.ka.acn.r4+kbiz1278 ▼

4月2日(木) 9:52 ☆ ☺ ← ⋮



提出いただいた申請が棄却されましたのでお知らせいたします。
申請システムにログインし、内容を必ずご確認ください。
<https://www.jizokuka-portal.info/>

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

② 支払執行日のお知らせ 受信トレイ x



持続化補助金電子申請システム <info@mail.jizokuka-portal.info>
To jizku.ka.acn.r4+kbiz1368 ▼

2026/05/08 11:46 (3 日前) ☆ ☺ ← ⋮



補助金事務局による補助金の交付処理が完了しました。
精算払請求書にて指定した振込口座の入金明細をご確認ください。
<https://www.jizokuka-portal.info/>

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

① 「**棄却のお知らせ**」は、事務局が申請を棄却したタイミングで送付されます。

② 「**支払執行日のお知らせ**」は、事務局が補助金の振り込み後に、振り込み実施日をシステムに登録したタイミングで送付されます。

採択・交付決定以降(3/3)

① 「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」 ご提出期間 1 か月前のお知らせ

受信トレイ x



持続化補助金電子申請システム <info@mail.jizokuka-portal.info>
To jizku.ka.acn.r4+kbiz311

5月1日(金) 9:00 (10 日前) ☆ 😊 ← ⋮

「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」ご提出期間の1か月前となりましたので、お知らせいたします。
持続化補助金ホームページの手引きを参考に
「様式第1 4 「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」」のご提出の準備をお願いいたします。
HP <https://www.jizokuka-konendo.jp/>

なお、ご提出期間を迎えるまでは、申請システム上で事業効果および賃金引上げ等状況報告書のお手続きを進めることはできません。
提出期間到来後に、申請システム操作手引きをご確認の上、電子申請システムからご申請ください。
つきましては、ご提出時に必要となる〈補助事業終了後の進捗・展開状況〉や、〈補助事業終了から1年間の事業成果（概要）〉の作成、及び〈事業効果等状況報告期間の売上高・売上総利益〉の集計等のご準備をお願いいたします。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

② 「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」 ご提出期間開始のお知らせ

受信トレイ x



持続化補助金電子申請システム <info@mail.jizokuka-portal.info>
To jizku.ka.acn.r4+kbiz309

5月1日(金) 9:00 (10 日前) ☆ 😊 ← ⋮

「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」ご提出期間となりました。期間は本日より30日間となっております。
期限までに必ず「事業効果および賃金引上げ等状況報告書（様式第1 4）」の提出をお願いいたします。
入力方法は持続化補助金ホームページの手引きをご確認いただきますようお願いいたします。
HP <https://r6.jizokukahojokin.info/>

■提出方法
システムにログインし、報告書の作成をしてください。
<https://www.jizokuka-portal.info/>

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

① 「「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」ご提出期間 1 か月前のお知らせ」は、事業効果および賃金引上げ等状況報告書を提出可能となる1か月前のタイミングで送付されます。

② 「「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」ご提出期間開始のお知らせ」は、事業効果および賃金引上げ等状況報告書を提出可能となったタイミングで送付されます。

①【要対応】小規模事業者持続化補助金事務局からの重要なお知らせ（管理番号： A01



持続化補助金電子申請システム <info@mail.jizokuka-portal.info>
To jizku.ka.acn.r4+kbiz142 ▼

3月4日(水) 18:10 ☆ 😊 ↩ ⋮

小規模事業者持続化補助金事務局より提出に係る重要なお知らせが来ております。
申請システムにログインし、至急、内容をご確認ください。
<https://www.jizokuka-portal.info/>

本メールと行き違いで、すでにご対応いただいている場合はご容赦ください。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、予めご了承ください。

① 「【要対応】小規模事業者持続化補助金事務局からの重要なお知らせ」は、事務局が督促を発出したタイミングで送付されます。